



鳥取県公報

平成17年11月29日(火)
第7742号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (870) (東部福祉保健局)	1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (871) (")	2
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (872) (")	2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (873) (")	2
	指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (874) (")	3
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (875) (")	3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (5件) (876~880) (森林保全課)	3
	公共測量の終了 (881) (管理課)	6
	土地収用法による事業の認定 (882) (")	6
教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (25) (文化課)	7
	鳥取県指定保護文化財の追加指定等 (26) (")	8
	鳥取県指定無形文化財の指定等 (27) (")	8
	鳥取県指定名勝の指定 (28) (")	8
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	9

告 示

鳥取県告示第870号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月29日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台	アイリスケアセンター鳥取駅南	鳥取市天神町47-1	居宅介護	平成17年11月7日

二丁目9

鳥取県告示第871号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月29日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	アイリスケアセンター鳥取駅南	鳥取市天神町47-1	居宅介護	平成17年11月7日

鳥取県告示第872号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	アイリスケアセンター鳥取駅南	鳥取市天神町47-1	平成17年11月7日

鳥取県告示第873号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
智頭町長 織田洋	八頭郡智頭町大	智頭町居宅介護サー	八頭郡智頭町大	訪問介護、訪	平成17年9月30日

	字智頭2072 - 1	ビスセンター	字智頭1875	問入浴介護	
有限会社 大村薬局 代表取締役 大村大四郎	鳥取市片原三丁目201	調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目110 - 2	居宅療養管理指導	平成17年10月30日

鳥取県告示第874号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦	東京都千代田区神田 駿河台二丁目9	アイリスケアセンター 鳥取駅南	鳥取市天神町47 - 1	平成17年11月7日

鳥取県告示第875号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
智頭町長 織田洋	八頭郡智頭町大字智頭2072 - 1	智頭町居宅介護支援センター	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成17年9月30日

鳥取県告示第876号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字新鹿活1594の1、字小谷山4041、4042、字坂ノ谷4274の1、4274の2、字妙見谷上4408の2から4408の7まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第877号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字外ノ岡1346の2、字大室1365の1から1365の4まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第878号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字大谷1204の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第879号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字荒津返504の4、字向小谷520の2、520の30

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第880号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字家ノ向134の1、134の3、134の4、136、137の1、137の4、137の7、137の8、138の1、139の1、139の2、140の1、141の1から141の4まで、143の1から143の3まで、145、146の1、146の2、146の5、146の6、字カスノミ147の1、147の2、字家ノ後148の1から148の3まで、148の6、148の7、149の2、149の4、149の5、149の7、149の9、149の15、150の1、150の2、153の1、153の2、153の4、154の1から154の3まで、154の5、155の1、156の1、157の1、158、字円淵469の5、469の6、字

宇津呂古屋476、476の1から476の3まで、476の5から476の10まで、476の15、476の16、476の18、476の19、476の22から476の31まで、字繁岩谷477、字家ノ廻り479、480、481の1から481の3まで、482から484まで、526、527、字アゼチ528の1、528の7、字小林谷549の1、549の7、549の8、549の24、550の1から550の6まで、550の9、550の13、550の15、550の16、550の28

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第881号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（1級基準点測量・3級基準点測量・3級水準測量）

2 作業地域 日野郡日南町

3 終了年月日 平成17年10月31日

鳥取県告示第882号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

八頭町

2 事業の種類

島地区墓地整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 八頭郡八頭町島字地古田地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

島地区墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する墓地に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である八頭町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、島地区内に位置する土地（以下「本件土地」という。）に墓地施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、住民の利便性の向上を図るため水汲み場、ゴミ置場及び駐車場を備えた墓地を整備するものであり、それにより高齢者でも徒歩で安全に墓参りできるようになる。

また、既存墓地は、八東川広域基幹改良工事の事業用地内にあり、移転が必要となっているが、河川改修が完成すると墓地浸水の不安が解消されるだけでなく、周辺の家屋及び田畑への洪水による浸水被害のおそれもなくなる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、民家から離れていること、事業に必要な面積が確保できること、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、墓地を整備することで住民の利便性の向上を図ることができること、また、既存墓地の移転を必要とする河川改修工事が完成すると、洪水による墓地浸水の不安が解消されることから、早急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

八頭郡八頭町北山63 - 1

八頭町役場八東支所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第25号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

建造物の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
摩尼寺仁王門	1 棟	宗教法人摩尼寺 代表役員 柴田昭正	鳥取市覚寺624	鳥取市覚寺624

鳥取県教育委員会告示第26号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる鳥取県指定保護文化財に同表の中欄に掲げる文化財を追加して指定し、その名称等を同表の右欄のように改めるので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

左欄		中欄	右欄				
名称	指定告示	文化財	名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
聖神社本殿	昭和32年鳥取県教育委員会告示第17号	聖神社幣殿及び拝殿 附透塀及び棟札16枚	聖神社本殿、幣殿及び拝殿 附透塀及び棟札16枚	2 棟	宗教法人 聖神社 代表役員 松田幸史	鳥取市行徳二丁目705	鳥取市行徳二丁目705

鳥取県教育委員会告示第27号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定する。

平成17年11月29日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

無形文化財		無形文化財の保持者	
名 称	要 件	保持者の住所	保持者氏名
蒔絵	蒔絵の技術に習熟し、伝統的な蒔絵技法について高度な技術を体得すること。	鳥取市吉岡温泉町769	田中正輝
絣	絣の技術に習熟し、伝統的な素材及び技法を用い、高度な技術を体得すること。	倉吉市福庭193	福井貞子
		境港市竹内町899	嶋田悦子

鳥取県教育委員会告示第28号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成17年11月29日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

名勝の部

名 称	所有者	所有者の住所	指定地域
心光寺庭園	宗教法人心光寺 林真道	米子市寺町39	米子市寺町39のうち428平方メートル
庄司家庭園	庄司尚文	境港市渡町2228	境港市渡町2228
正善院庭園	宗教法人正善院 鈴置瑞澄	東伯郡三朝町大字三徳1013	東伯郡三朝町大字三徳1013

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工 事 名	国道183号河上工区道路災害復旧工事（17年災51号）（災害復旧）			
	工事場所	日野郡日南町河上			
	工事の内容並びに構造及び規模	施工延長 L = 85.0メートル 人力切崩 4,531立方メートル 現場打ち吹付法枠 (B 200 × 1,500 × 1,200) 3,485平方メートル			
	工 期	着工日から235日間			
	発注工種	法面保護工			
	予定価格	116,243,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発注機関	鳥取県県土整備部道路企画課			
入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独		
		本店所在地	県内		
		建設業許可	とび・土工工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可		
		入札参加資格（格付）	法面保護工		
		総合点数	-		
		総合評定値(P)	法面処理工事に係る総合評定値が800点以上であること。		
入札参加者の条件	技術者要件	同種工事实績	1,500平方メートル以上の吹付法枠工（平成8年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
		設計業務の受託者	日本工営株式会社	住 所	東京都千代田区麹町五丁目4
				電 話	03 - 3238 - 8030
		配置技術者の専任の要否	専任を要する。		
	配置技術者の資格	主任技術者にあつては、入札参加資格の申請時に提出した法面保護工に係る職員調書（当該申請後に当該職員調書の記載内容に変更を生じた場合にあつては、変更届提出後のものとする。以下「職員調書」という。）に技術者（主任技術者となることができるものに限る。以下同じ。）として記載されている職員のうち、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士であること。 監理技術者にあつては、職員調書に技術者として記載されている職員のうち、とび・土工工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。			

	施工管理実績	-	
	現場代理人としての実績の認否	-	
	特定技術者の資格	1級土木施工管理技士	
	その他	<p>落札者は、次に定めるところにより、本件工事のうちの法面保護工に係る工事を25百万円分以上自社施工することができること。</p> <p>ア 入札参加資格の申請時に提出した法面保護工に係る機械設備等調書（当該申請後に当該機械設備等調書の記載内容に変更を生じた場合にあっては、変更届提出後のものとする。）に記載されたモルタル吹付機、計量器及びホッパーを対象工事（当該自社施工する法面保護工に係る工事をいう。以下同じ。）に使用することができること。</p> <p>イ 対象工事に従事する技術者及び作業員の総数の2分の1以上の者は、職員調書に記載された者をもって充てることができること。</p>	
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県県土整備部管理課	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857 - 26 - 7347
	応募期間	平成17年11月29日（火）から同年12月6日（火） 午後4時まで	
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号並びに法面処理工事に係る総合評定値の通知書の写し。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未満の応募となる可能性のある場合に提出すること。	
	持参書類	-	
	提出部数	1部	
	郵送等の可否	不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。）	
	入札方法	発注方式	公募型指名競争入札
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。	
	入札方式	電子入札	
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等	
	支払条件	単年度	
	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県日野総合事務所閲覧室	住 所 日野郡日野町根雨140 - 1 電 話 0859 - 72 - 2042
問合せ先	事務手続	鳥取県県土整備部管理課	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857 - 26 - 7347
	技術的事項	鳥取県県土整備部道路企画課	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857 - 26 - 7357
	備 考	本件工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。	